

令和4年度第1回北海道農業・農村振興審議会 議事録

令和4年(2022年)8月30日(火) 13:25~16:02

ホテルモントレーデルホフ札幌 13階 ベルヴェデーレ

(事務局) 皆さん本日は御苦勞様です。若干定刻より早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から開催します。「令和4年度第1回北海道農業・農村振興審議会」を開会いたします。私は、農政部農政課の松原と申します。よろしくお願ひいたします。はじめに、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は、会場内において、マスクの着用について御協力をお願いします。なお、会場内は空調設備により十分な換気が行われておりますが、入口ドアも開放した状態とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。よろしくお願ひいたします。それでは、審議会の開会に当たりまして、近藤会長から、御挨拶をいただきます。

(近藤会長) 北海道大学の近藤と申します。本日はお忙しいところ審議会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。一言御挨拶申し上げます。本日の審議会、次第を見ますと、まず初めに報告事項として、燃油・肥料・飼料の価格高騰に対する情勢報告が取り上げられております。再生産可能な適切な価格形成の仕組みの構築、あるいは、農業経営の持続性を確保することが昨今大きな課題となっております。さらに、この問題は、食料の安定供給、食料の安全保障と深く関係しております。こうした事態に対して、政府をはじめ色々な対策を講じていると聞いておりますが、農業経営の持続性と食料の安全保障という関係を考える上で、国民の食に果たす北海道農業の役割を抜きに語ることができない問題であると考えます。そして、本日の意見交換会ですが、みどりの食料システム戦略が中心になります。法律も着々と整備され、北海道においても、これに関係する計画を作成することになっていきます。2050年までにめざす姿として、農林水産業のCO2ゼロエミッション化ですとか、農業の使用量50%削減、肥料使用量の30%低減、それから有機農業の面積を100万haに拡大するということが言われております。歴史を見ますと、産業革命以降、人類は近代経済成長の時代に入り、豊かになったとはいえ様々な環境問題に直面するようになりました。「エコロジカル・フットプリント」という環境指標があります。これは、今と同じ経済社会を維持するのに必要な資源、自然や資源などの量を地球の大きさを示した指標でございますが、この指標を見ますと、2030年には地球が2個以上必要になると言われております。また、2030年には世界人口が約85億に達すると予測されています。かつては、環境か食料生産か、あるいは、環境か経済成長かというトレードオフの時代でしたが、現在は環境も食料も、ということで、この2つの目標を両立させる時代であると言えます。すなわち、みどりの食料システム戦略もこうした時代背景の元に登場してきたものと見ることができます。北海道においても、環境に負荷をかけることなく農業生産を行わなければならないと言えます。この点に関する目標について、色々な議論が交わされております。本日の審議会では、こうした食料生産と環境保全とのバランスを回復するという情報・情勢を踏まえて、フードバリューチェーン、すなわち、生産・加工・流通・消費の各団体から積極的な意見交換をお願いしたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) ありがとうございます。次に、北海道農政部長の宮田より御挨拶申し上げます。

(宮田部長) 皆さんこんにちは、道庁農政部の宮田です。今年度1回目の農業・農村振興審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様には、日頃から、本道農業・農村の振興に向けて、それぞれのお立場から御尽力いただいていることに対し、改めて厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。今年の農作物の生育状況についてですが、全道的には気温が確保され各作物とも平年並からやや早く進んでいる一方で、6月と7月には降雨だとか降雹により、オホーツク

管内の訓子府町や置戸町など、一部の地域では被害が発生したところで、また、今月に入った8月にも、2度の大雨によって畑作物が浸水・冠水したことから、檜山管内の今金町やせたな町などが影響を受けておりました。道では現在、営農技術情報を発出し、ほ場における殺菌など適正な防除について注意喚起を行っているところです。近年、局地的な大雨による自然災害が多発しておりますが、道としましては、関係機関・団体の皆さんとも連携しながら、気象状況に応じた営農技術対策を講じることで、農業被害の未然防止に万全を期してまいりたいと考えています。さて、本道ですが、着実に生産力をつけ、農業産出額は1兆2千6百億円を上回るまでになりましたが、一方では、農村人口の減少や高齢化の進行をはじめ、グローバル化への対応、多発する自然災害など、様々な課題に直面しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響や今年に入りまして、ロシアのウクライナ侵攻などによる食料や生産資材の価格高騰など、世界的に食料需給をめぐるリスクが顕在化し、先ほど会長からお話がありました食料安全保障の強化が求められている中、我が国最大の食料供給地域である本道への期待は、ますます高まっているものと認識しております。さらに、世界的に地球温暖化対策やSDGsへの対応が求められる中、本道においても、環境と調和した農業の取組を更に拡大していくことで、食料の安定供給の確保に繋げていきたいと考えております。本日の審議会では、報告事項として3点ございます。1つ目は、「令和3年度の農業・農村の動向等に関する年次報告」、2つ目に、「生産資材の価格高騰」、3つ目としまして、「食料安全保障の情勢」について報告させていただきます。その後、皆様方から意見を頂きたい事項としまして、先月7月に施行された「みどりの食料システム法」に基づき、今年北海道が計画の策定を予定しております。名称は、「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」と長い名前なんですけれども、これの素案について説明させていただきます。その後、皆様方から御意見や御提案を賜りたいと考えています。本日は限られた時間ではございますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。開催の御挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

(事務局) 議事に入ります前に、北海道経済連合会常任理事でありました佐藤 雅俊委員が人事異動により退任されました。また、新たに北海道経済連合会の常任理事であります太田 喜朗氏が委員に就任されましたので、御紹介させていただきます。太田喜朗委員でございます。

(太田委員) 太田でございます。よろしくお願い申し上げます。

(事務局) 太田委員は、雪印メグミルク株式会社の北海道本部長もされていますので御紹介します。次に、委員の出席状況についてであります。本日の審議会につきましては、委員定数15名のうち、11名の委員が出席されておりますので、北海道農業・農村振興条例第27条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、農政部長から農政部幹部職員を紹介いたします。

(宮田部長) それでは、私から農政部幹部職員の紹介をいたします。まず、皆様方から見て左側になります、食の安全推進監の野崎でございます。反対の右側になります農政部次長の鈴木でございます。後列にいきまして、食の安全推進局長の山口でございます。生産振興局長の新井でございます。農業経営局長の瀬川でございます。農村振興局長の高崎でございます。農政部技監の大西でございます。活性化支援担当局長の鹿野でございます。技術支援担当局長の山野寺でございます。併せまして、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部古原本部長を御紹介いたします。以上でございます。

(事務局) それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。この後の進行につきましては、近藤会長にお願いいたします。

(近藤会長) それでは、早速、会議次第に沿って、議事を進めてまいります。本日の議事は概ね 15 時 30 分に終了したいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。まず、議題 1 の報告事項、「令和 3 年度農業・農村の動向等に関する年次報告について」を、事務局より説明をお願いします。御質問及び御意見は、説明後に伺いたいと思います。

(事務局) 農政部政策調整担当課長の茅野と申します。着席して説明させていただきます。令和 3 年度の農業・農村の動向等に関する年次報告の概要につきまして、お手元の資料 2 に基づき、御説明いたします。委員の皆様には、この年次報告と同じ内容の「北海道農業・農村の動向」と「農業の統計表」を 6 月下旬にお送りしておりますけれども、本日は、その概要について御説明させていただきます。この年次報告につきましては、2 の「構成」とおり、「北海道農業・農村の動向」と「農業・農村の振興に関して講じた施策」の 2 部構成としております。次に 3 の「概要」についてであります。第 1 部の「北海道農業・農村の動向」に関しまして、第 1 章「北海道農業・農村を取り巻く情勢」では、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」として、米などの価格が下落し、在庫が積み上がったこと、バターや脱脂粉乳の在庫が過去最大となり、全国的な消費拡大の取組が行われたこと、2 ページに移りまして、2 つ目のまるの「農政の新たな動き」として、国において「みどりの食料システム戦略」が策定されたことや「人・農地など関連施策の見直し」、「畜舎特例法」の施行、水田活用の直接支払交付金の見直しが行われたこと、また、道においては、「北海道有機農業推進計画（第 4 期）」を策定したことや、本審議会でご意見をいただいた「北海道農業農村整備推進方針」の改定を記載しております。3 ページに移りまして、第 2 章の「北海道農業・農村の概要」では、「本道農業の特徴と地位」として、本道の 1 経営体当たりの経営耕地面積は、30.8ha となり、都府県の 14 倍であることや、令和 2 年の農業産出額が 1 兆 2,667 億円で、全国の 14.1% を占めていることなどを記載しています。第 3 章の「農業構造」の「農業経営体数と就業構造」では、令和 3 年の農業経営体数は、3 万 4,200 経営体であること、2 つ目のまるの「農業の担い手の動向」では、農地所有適格法人数が 3,830 法人と増加傾向であること、また、新規就農者が減少傾向で推移する中、令和 2 年は 474 人となり、このうち新規参入者については 126 人であったことなどを記載しております。4 ページにお進みいただき、第 4 章の「主要農産物の生産等の動向」についてですが、昨年は、全道的に天候に恵まれたこともあり、「稲作」では、作況指数が 108 の「良」となったこと、「畑作」では、前年産に比べ、小麦、大豆、てん菜の収穫量が増加したものの、馬鈴しょは収穫量が減少したこと、一番下のポツになりますが、「北海道畑作の持続的発展に向けて」を取りまとめたこと、5 ページに移りまして、1 つ目のまるの「園芸」は、令和 2 年の農業産出額が、野菜と花きでは増加し、果樹では減少したこと、2 つ目のまるの「畜産」は、生乳生産量が過去最高の 431 万トンとなったこと、4 つ目のまるの「家畜衛生対策」は、高病原性鳥インフルエンザに関しまして、法に基づく緊急消毒を命令したことなどを記載しています。6 ページにお進みいただき、第 5 章の「農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及」では、1 つ目のまるの「農業・農村の整備」として、生産基盤の整備や農地保全と施設管理、農村地域の生活環境整備などについて記載するとともに、2 つ目のまるの「農業技術の開発・普及」として、大玉で食味に優れているおうとう「HC10」など、新品種の開発や、スマート農業技術の社会実装の加速化に向け全ての普及センターで相談窓口を設置したことなどについて記載しています。第 6 章の「食の安全・安心と農産物の流通・加工」では、道内の空港と港湾からの農産物等の輸出額が 48 億円と、前年から 7 億円減少したことなどを記載しています。7 ページにお進みいただき、第 7 章の「農業経営の動向」の「営農類型別の動向」では、令和 2 年の 1 経営体当たりの農業所得が、水田作が 392 万円、畑作が 876 万円、酪農が 1,472 万円となったこと、2 つ目のまるの「農業生産資材」では、肥料や飼料などの価格が高水準となったことなどを記載しています。第 8 章の「農業関係団体の動き」では、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区、農業委員会の現状や取組などについて記載しています。8 ページにお進みいただき第 9 章の「活力ある農業・農村づくり」では、1 つ目のまるにおいて「農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組」について記載するとともに、2 つ目

のまるの「農業・農村とのふれあいの場の提供」では、多様な主体が地域ぐるみで連携して取り組む農村ツーリズムの推進について、3つ目のまるの「愛食運動の展開」では、北海道米の道内食率が89%であったことなどについて記載しています。9ページにお進みいただき、第2部の「農業・農村の振興に関して講じた施策」に関しましては、令和3年度に取り組んだ全道的な施策に加え、11ページからは、地域農業・農村の「めざす姿」に向けた振興局における主な取組を記載しております。以上、年次報告についての報告とします。

(近藤会長) ありがとうございます。ただ今、説明がありました内容について、委員の皆様から御質問、御意見などがございましたら、御発言をお願いします。

(近藤会長) それでは、なければ続きまして、「生産資材の価格高騰について」と、「食料安全保障について」は関連する事項ですので、一括して事務局より説明をお願いします。

(事務局) 農産振興課園芸担当課長の藤田と申します。「施設園芸における燃油価格高騰対策について」私から御説明申し上げます。資料2をご覧ください。これは、令和4年度6月の第2回定例道議会で審議いただいた補正予算であります農業分野における原油価格物価高騰等緊急対策事業の1つ、施設園芸の高騰対策となっております。1ページめくっていただきまして、この1枚で御説明いたします。「現状と課題」については、燃油価格の高騰は皆様御案内のとおりでグラフのとおり高止まりしております。北海道の園芸作物の作付け55,000ha位あるうち施設園芸が3,000haを切るくらいですので5%程度。そのうち化石燃料で加温しているのがその1割くらいですので、全体にするとそれほどのシェアではないですけれども、経営費に占める燃料費は当然高くなりますし、本道は寒冷地のために価格の影響を受けやすくなっています。この状況を受けまして、下ですけれども、この3月に「国は緊急対策」を打ちました。もともとある施設園芸セーフティネット構築事業、これは、国と生産者が予め積み立てたものから、燃油価格が高騰した際に補填金が出る仕組みなのですが、そのセーフティネット機能を強化したほか、その下にあります産地生産基盤パワーアップ事業で施設園芸エネルギー転換枠というものを拡充して対応しておりますが、この取組を施設園芸転換枠は産地として計画を立てないとならないなどありまして、なかなか取組に手が上がってこない状況になりました。そこで、第2回道議会で措置いただいた「道の緊急対策措置」、右側の四角の枠になりますけれども、施設園芸エネルギー転換促進事業を2億4千9百万円で措置いただいております。この事業は、施設園芸のエネルギー転換を促進するために燃油の使用量をそもそも下げましようと言うことで、その削減に資する省エネの機械や設備の導入に支援にするものになっております。3つ項目がありまして、1つは、無加温パイプハウスの整備です。これは、冬の間野菜を無加温で栽培して、冬から早春に収穫・出荷するためのパイプハウスの整備と資材の導入であります。これは、道総研の農業試験場で開発した技術でありまして、1例的なものが図にありますけれども、冬の道北地帯、何もしなければ外気温がマイナス26℃になるところ、外張りを二重にして空気の膜を作り、さらに内張りもして中にトンネルを作ることによってマイナス2℃までハウスの中の温度を保つことができる。それで冬期間でも野菜を出荷することかできるという技術であります。この技術を普及させるために、まず、整備について支援をするというのが1番目です。2番目は、これは加温すると言うことで、加温に対して省エネ機器を入れたり省エネ効果のある資材を導入できるという内容になっております。3番目が、既にある加温するパイプハウスを被覆資材や補強資材の導入によって採光性や保温性が向上するという内容になっております。※印にありますけれども、この事業で取組対象になっているパイプハウスで、化石燃料を使用する場合は、国の緊急対策の方で御紹介しました施設園芸セーフティネット構築事業にも加入していただくこと、それから、本事業で取組対象となるハウスは、冬中ビニールを張るということで、地域の気象条件に応じた耐雪強度を持っていること、それから国の施設共済などに確実に加入することを要件として冬でも壊れないもの。もし壊れたとしてもセーフティネットがあるこ

とを条件に事業を進めております。これを進めることによりまして施設園芸のエネルギー転換を促進して、燃油価格高騰の影響を受けにくい生産体制を確立しようと取り組んでおります。現在各振興局を通じて取りまとめた事業情報を精査して、9月中に着手できるように手続きを進めているところであります。私からは以上です。

(事務局) 農政部技術普及課で農業環境担当課長をしております谷川です。私の方からは、資料3の「肥料をめぐる情勢について」御説明いたします。座って御説明させていただきます。資料の表紙をおめくりいただきまして、「肥料価格の高騰対策について」御説明いたします。はじめに左側の「現状と課題」です。世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇により、肥料原料価格が高騰しています。原料の輸入価格ですが、尿素、リン酸、塩化加里、いずれも1年前に比べ2倍を超える上昇となっています。国内の肥料価格につきましても本年6月以降のホクレンの令和4年度の肥料価格は前年度に比べ、78.5%の上昇となっています。本道の特徴である大規模経営では、こうした価格高騰の影響を受け、事態の長期化も予想されることから、農業経営の影響が最小限にとどまるよう必要な対策に取り組むことが重要となっています。次に左の下段の枠を御覧ください。こうした肥料原料の価格高騰を受けまして、「国の緊急対策」として、肥料コスト低減体系緊急転換事業を令和3年度補正事業で措置されており、また、4年度には、主要な化学肥料原料について代替国からの調達に要する掛かり増し経費を支援する化学肥料原料調達支援緊急対策事業が措置されております。さらに、本年8月には、肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料2割低減の取組を行う農業者の肥料コストの上昇分を7割補てんする新たな支援金が創設されたところです。次に、右の上の枠に移ります。「道の緊急対策」です。こうした情勢の中、道では、今年度補正予算で高騰する肥料購入費の負担を軽減するため、道内の農業者に対し化学肥料購入支援金を給付する、化学肥料購入支援金給付事業を措置したところです。対象となる化学肥料ですが、令和5年営農用として早期購入申込みなどにより今年の6月から12月までの間に発注・納品されるものとしており、この支援金の申請を12月末まで受け付けまして年明けの1月から2月に支援金の給付を予定しております。下段に移ります。併せて、国への提案として、肥料価格の高騰に対応したセーフティネットの構築と肥料の安定確保に向けた十分な対策を要望しているところです。道としましては、こうした国や道の肥料価格の高騰対策を着実に実施することで、農業経営への影響の緩和とみどりの食料システム戦略の目標達成に向け農業のグリーン化を推進してまいりたいと考えております。以下のページの資料は後ほど御参照願います。説明は以上です。

(事務局) 畜産振興課の環境飼料担当課長の遠藤です。よろしく申し上げます。それでは座って説明させていただきます。お手元の資料4、「飼料をめぐる情勢」をご覧ください。1ページを開いていただきまして、「配合飼料価格の高騰対策」、この1枚もので説明をさせていただきます。左側の「現状・課題」の1つ目のまる、配合飼料価格の高騰についてです。その下にちょっと小さくて見にくいところがございますけれど、グラフを掲げています。価格の推移でございます。平成25年度頃から令和2年度前半当たりまでは1トン当たり6万5千円前後で推移しておりましたけれども、令和2年度後半以降、中国向け輸出の増加や南米産の作柄悪化の懸念等により価格が上昇しまして、さらに、ウクライナ情勢や円安の影響で、令和4年3月では8万3千円台、現在速報値では6月に8万8千円台になっているということでございます。道内の酪農畜産の飼料自給率は52%で、道産飼料の安定供給体制の確立が課題となっているところでございます。次にその下の「国の緊急対策」でございます。配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度が措置されております。この制度は、生産者と配合飼料メーカーの積み立てによります通常補てんと、国と配合飼料メーカーの積み立てによります異常な価格高騰時により通常補てんを補完します異常補てんの2段階の仕組みによりまして、生産者に対して補てん措置を実施するものです。国におきましては、この制度の安定的な運用を図るため、令和4年度、一般予備費から異常補てん基金へ435億円の積み増

しを措置したところでございます。また、農家負担を軽減するため、異常補てん金が発動しやすくなるよう、現在、異常補てん金の発動基準を引き下げているところでございます。次に右側の「道の緊急対策」です。このような現状から、6月の議会に提案し、議決いただいたところでございます。2の事業内容に記載のとおりこの事業は道産飼料の安定供給体制の確立に向けた飼料生産用機械等の導入を支援するもので、具体的には、子実用とうもろこしなどの生産拡大のため播種機、収穫機、保管庫、乾燥機などの機械装置を支援することとしたものです。事業目的は、点線で囲ったところに記載してありますが、畜産農家が自ら飼料の生産を拡大する取組に加えまして、耕種農家が地域の畜産農家のために飼料の生産を開始・拡大する取組を支援するものでございます。補助率は2分の1以内、予算額は1億円でございます。5の留意事項のとおり既存の国費事業で対象となる場合や、飼料の供給先が道外の場合につきましては、本事業の対象としておりません。なお、現在、各振興局におきまして、交付決定の事務を行っているところでございます。説明は以上でございます。

(事務局) 政策調整担当課長の茅野です。食料安全保障と食料の安定供給をめぐる情勢について説明をさせていただきます。資料5をお取り寄せいただきたいと思っております。「食料安全保障と食料の安定供給をめぐる情勢」で、まず1ページをお開きいただきまして、我が国の食料自給率の状況についてということですが、左のグラフのとおり、令和3年度で38%と諸外国に比べて低くなっておりまして、右の円グラフは輸入額ですが、小麦、大豆、とうもろこしでは、アメリカなど上位3か国からの輸入が9割以上を占めているということでございます。3ページをお開きいただきたいと思っております。北海道農業の地位と役割についてということで、大規模で専門的な農業経営が展開されていること、それから、4ページでは、多くの農産物の生産量が全国一となっており、食料の安定供給に大きく貢献しているということでございます。続いて5ページを御覧いただきたいと思っております。都道府県別の食料自給率を記載しております。北海道については、令和2年度でカロリーベースの食料自給率が217%で全国1位となっています。生産額ベースでは216%で全国4位となっています。また、右側の表では、1人1日当たりの国産供給熱量のうち、北海道の供給熱量が24%を占めているということで、本道農業が、国民への食料の安定供給に大きな役割を担っていることを記載しております。次に6ページにお進みいただき、穀物などの国際相場についてであります。令和2年後半から上昇しておりまして、高い水準で推移しております。小麦については、今年3月に過去最高値となったことを記載しております。7ページを御覧ください。生産資材価格の推移を平成27年を100とした場合の指数で表したものです。全体的に上昇していることがわかると思っておりますが、特に、紫色の光熱動力、緑色の飼料、黄色の肥料の価格が上昇しています。8ページは本道の個人経営体の令和2年の経営費ですけれども、この左は、肥料費の割合を示しています。青の部分が肥料費でありまして、畑作では14%、右は飼料費の割合で、緑色が飼料費で、酪農が38%などとなっています。これは、令和2年度の数字でありまして、資材価格の高騰により、これらの割合は、さらに高まっていると見込まれます。9ページにお進みいただきまして、国における食料安全保障の基本的な考え方というものを整理したものであります。食料・農業・農村基本法におきまして、国内の農業生産の増大を図ることを基本に、輸入と備蓄を組合せて確保するとされているところでございます。10ページは、緊急事態食料安全保障指針というもので、大規模な災害など不測の事態が発生した場合に食料の供給に影響が及ぶ恐れがある事態への対処としてこうした指針が策定されているということです。11ページは、食料の安定供給に関するリスク検証ということで、今年の6月に農林水産省がまとめたものですけれども、下の表でいきますと、労働力・後継者不足というものが、野菜や畜産など労働集約的な品目で赤色の重要なリスクとして評価されていますし、燃油の輸入減などは野菜、それから一番下の肥料原料の輸入減などは農産物のほとんどの品目で、赤の重要なリスクと評価されています。続いて12ページですけれども、国の食料安全保障をめぐる動向ということで、政府においては、世界の食料需給等をめぐるリスクが顕在化していることを踏まえまして、上の「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる骨太の方針に、食料安全保障の強化を位置付けておりまして、さらに下の「農林水産業・地域の活力創造プラン」で

は、食料安全保障の強化に向けて、①の肥料価格の急激な高騰への対策の構築、②の小麦やトウモロコシなど輸入依存穀物の増産などを掲げておりまして、食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手するとしております。最後に 13 ページにお進みください。食料の安定供給に向けた国への提案ということで、国内最大の食料供給地域である本道が、我が国の食料安全保障に最大限寄与していくため、道といたしましては、小麦や大豆など輸入に依存している作物を増産し、国産供給熱量に占める北海道の割合を 22%から 30%まで向上させていきたいと考えておりまして、そのために、右側に必要な施策として、農業農村整備の着実な推進をはじめ、肥料や燃料、飼料の価格高騰の影響緩和、スマート農業の社会実装の加速化、自給飼料の生産性向上や研究開発に向けた支援について先月、国に要請したところでございます。以上、簡単ですけれども、食料安全保障に関する御報告とさせていただきます。

(近藤会長) ありがとうございます。道総研本部の古原本部長から関連して御発言をお願いします。

(古原本部長) 道総研の古原です。よろしくお願いいたします。今、生産資材の肥料等の高騰対策、茅野課長の方からは、輸入依存の関係の中で対応策が示されておりますが、試験研究の観点で情報共有させていただきたいと思っております。農業試験場の方では 1980 年代から全道各地延べ 8,100 地点ですけれども、定期的に水稲・畑・草地などの地力の状況を問題にしております。その中で、近年、特に高騰が厳しいリン酸、加里については、幾つかのほ場で減肥できるのではないかとというようなデータを持っています。これについては、窒素、リン酸、加里、三大要素の指導としては、一番収量に影響のある窒素について、詳しくこれまで調べて研究を進め、「このほ場であればこれくらい」と制限をしておりますが、その間に、リン酸とかにどういう風に試験をしていたかといいますと、不足がないように、ある意味、窒素に焦点を当てて試験をしております。窒素の影響と作物の収量ということに注目しております。実際リン酸と加里を多めに入れて試験をしていて、保険と言いますか、余力を持たせた状況の中、1980 年代から見っていきますと、だんだん蓄積していくような貯金という形になるかと思っておりますが、減らせるほ場が割とあるのではないかと見込んでおります。ただ、安易に濃いからと言って減らしていいよとなった場合に、三要素のバランスが大事になってきますので、その辺を窒素とのバランスを踏まえながら適切な、近藤会長がおっしゃられた持続的な肥培管理という観点でどれだけリスクをコントロールできるか、これから研究を急いでやりたいと考えているところ。補足と言うことで発言させていただきました。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。ただ今、説明がありました内容について、委員の皆様から御質問、御意見などがございましたら、御発言をお願いします。

(近藤会長) 長内委員どうぞ。

(長内委員) 先ほど資料 3 の肥料価格の高騰のところで化学肥料が令和 3 年と比較すると 8 割ほど増加しているということで国や道で対策をされていると思うのですが、資料 1 の 7 ページのところで経営収支の図があったと思うのですが、水田作経営だけ令和 1 年から令和 2 年を見ると農業所得が増加しているというデータがあるのですが、令和 3 年、令和 4 年の肥料価格高騰と言うところをみると、やはり緊急対策をしても、集計が終わっていないので見込みでしかないと思うのですが、やはり水田作経営でも所得が下がってしまうところになってしまっているのか。この辺は緊急対策で横ばいとか、むしろ上がる様なことになるのか、今のところの見込みというところはありますでしょうか。

(鈴木次長) はい、ありがとうございます。水田作経営への影響という話でありますね。農業経営局長、何かコメントはございますか。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。委員から肥料が高止まりした場合に、やはり再生産が保障されないと言うことで、自身の経営や食料供給にも支障を来すということで、色々な問題が絡んでいると思いますが、道の方でコメントがありましたらお願いします。

(鈴木次長) はい、中谷委員からの肥料の高止まりへの対策について支援が必要ではなかろうかという御意見でありました。山野寺局長から回答させていただきます。

(山野寺局長) 山野寺でございます。資料3のポンチ絵を見て説明をしたいと思うのですが、まず肥料高騰対策の中で今喫緊の課題として、肥料価格が上昇してそれにどう対応していくかにつきましては、左側の下の方に国の事業で肥料価格高騰対策事業 788 億円、コストの上昇分を補てんする事業、それから、右上の道の緊急対策ということで、コストの上昇分を補てんする事業 21 億円。まずは、これらの事業を、農業団体と連携しながら効果的に使っていく、推進していくということが重要だと思います。さらに、高止まり等懸念されますので、合わせまして、前段で質問がありました地域の肥料コストを低減していく左側の下の上の段の国の緊急対策 45 億円、土壌診断に基づく施肥設計の見直しと、こういう事業を活用しながら少しでも肥料のコストを下げていく。さらに、右側の方にいきまして、国への提案がございますが、肥料価格の高騰に対応して他の対策と同じようにセーフティネットを作っていくといただくとか、あるいは、海外からの輸入肥料の安定的な確保に向けた支援を行うというようなことを国に提案しながら、総合的に対応していきたいと考えています。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、次に進みたいと思います。

(近藤会長) 続きまして、議題(2)意見聴取に入りますが、まず、事務局から「農林業における環境負荷低減事業の促進に関する北海道基本計画(素案)」について説明し、意見聴取を行いたいと思います。それでは、説明をお願いします。

(事務局) それでは、農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画素案について御説明いたします。始めに、計画策定の経緯について、口頭で簡単に説明させていただきたいと思いますが、昨年5月、国が「みどりの食料システム戦略」を策定しまして、本年7月には、みどり戦略を実現するための法制度ということで「みどりの食料システム法」が施行されました。この法律の中で、農林漁業者による肥料や農薬の低減など環境負荷を低減する取組を知事が認定して、資金や税制で特例措置を講ずるといような認定制度が新たに創設されました。この認定制度の枠組みの中で、都道府県と市町村が共同で基本計画を作成するとされておりますので、今回、その素案について、御説明させていただきます。始めに、資料6-1のところで、みどりの食料システム戦略などの実現に向けた道の対応状況、それから、資料6-2で、みどりの食料システム法の概要などを御説明させていただいた後に、資料6-4で、基本計画の素案を御説明いたします。委員の皆様には、事前にお配りした資料の後に追加修正がありました部分に付箋を付けておりますので、よろしく申し上げます。始めに資料6-1を御覧いただきたいと思います。「みどりの食料システム戦略」と「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた農業分野の対応についてということで、1ページを御覧いただきまして、カーボンニュートラルなどに向けた取組として、左側の道の取組ですが、左側の「ゼロカーボン北海道」に基づきまして、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しております。国では、「みどりの食料システム戦略」に基づいて、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現し、2050年までに、農薬使用量の50%削減といった目標を目指していますし、中程には2030年の中間目標ということで、燃料燃焼によるCO2排出量の削減だったり、化学農薬の10%低減、肥料の20%低減、有機農業を6.3万haに拡大といった中間目標の取組を進めているところです。2

ページについては、農林水産分野の温室効果ガスの排出量の状況です。右の円グラフが北海道の排出量の状況です。農林水産分野の排出量については円グラフの真ん中に書いてありますが701万トンで、総排出量で6,993万トンの10%となっております。北海道は家畜の頭数が多いということで、赤で示した部分のメタンCH₄の割合が高くなっているということが特徴です。4ページにお進みいただきまして、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた農業分野の取組ですが、右の囲みの記載のとおり、第1に、家畜ふん尿や農業用水などを活用した再生可能エネルギーの導入推進、第2に、クリーン農業や有機農業の推進、第3に、スマート農業の推進、第4に、農業農村整備事業の推進、そして第5に、技術革新による新技術の導入を道総研農業研究本部や民間企業などと連携して推進することとしております。次に資料の6-2をお取り寄せいただきたいと思います。「みどりの食料システム法」の制定と「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」の作成について御説明いたします。はじめに、1の「みどりの食料システム法」の施行についてということで、(1)の背景といたしまして、気候変動など環境が変化する中で、農林漁業・食品産業が持続的に発展するためには、生産から消費の各段階で環境負荷の低減と農林水産物や食品の流通・消費が課題であるとしております。(2)の目的といたしまして、農林漁業に由来する環境への負荷を低減する事業活動を促進するとともに、技術開発など環境負荷低減の基盤を確立するための認定制度が創設されました。(3)の認定制度の枠組みですけれども、一番上の国ですね、土づくりと肥料・農薬の使用低減、温室効果ガスの削減といった環境負荷低減活動の基本方針を策定します。この方針に基づきまして、都道府県と市町村が共同して基本計画を作成する。その下の枠の農林漁業者又はその組織する団体は、環境負荷低減事業活動の実施計画を作成し、知事に申請して、認定を受けることによって、必要な機械や設備を導入する場合に農業改良資金の特例とか税制の特例措置が講じられるという制度であります。また、中程、道と市町村の基本計画の枠の中に記載していますが、市町村は、地域ぐるみでスマート農業や有機農業の団地化等を進めようとする場合に「特定区域」を設定することができます。この特定区域においては、農業者が、市町村長の認可を受けて有機農業を促進するための栽培管理協定を締結することが可能となっております。また、中段の右側の事業者の基盤確立事業実施計画とありますけれども、これは、機械メーカーや食品事業者だったり、研究機関などが対象となるのですけれども、先端的な技術の開発などについて、国の認定を受けることによって資金や税制の特例措置が受けられます。次に2ページを御覧いただきたいと思います。基本計画の作成について、(1)の内容についてですけれども、第1章で、計画策定の趣旨や位置付けなどと記載し、第2章では基本的な方針として、農林漁業における環境負荷低減の意義ですとか、温室効果ガスの排出状況などを記載し、第3章以下については、「みどりの食料システム法」の法律に基づいて定められた記載事項である環境負荷低減の目標と活動内容、特定区域、基盤確立事業などに関する事項を記載することとしております。その下の(2)の作成方法でございますけれども、①として、道の第6期計画など既存の計画に、環境負荷低減に関する目標あるいは施策が記載されておりますので、これらを活用して作成することとします。②として、計画につきましては道と市町村が共同でということになりますが、道が主導して素案を作成し、市町村に照会しながら取りまとめの上、作成することといたします。(3)のスケジュールですが、本日の審議会で御意見をいただいたあと、9月の中頃に国の基本方針が正式に公表されます。その後、市町村への照会やパブリックコメント、道議会での議論、農林水産省への協議、同意を経て、年内に決定・公表したいと考えております。審議会につきましては、決定後になりますが、2月に御報告させていただきたいと考えております。次に資料6-4をお取り寄せいただきたいと思います。基本計画の素案について御説明いたします。1ページをお開きいただきまして、第1章では、1の計画策定の趣旨といたしまして、1段落目、2段落目で、みどりの食料システム法の施行と新たな認定制度の創設について記載しまして、3段落目で、本道の農林漁業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしていけるよう、道と市町村の共同で作成することとしております。2の位置付けです。「みどりの食料システム法」第16条に基づく計画であり、道の第6期農業・農村振興推進計画などの施策別計画であるとしております。2ページにお進みいただきまして、

中程に計画期間が記載しておりますけれども、令和8年度までのおおむね5年間としたいと思っております。3ページにお進みいただきまして、第2章では、1の農林漁業における環境負荷低減の意義といたしまして、農林漁業につきましては、環境変化の影響を受けやすい一方で、環境に直接作用する産業であり、環境への負荷をかけるリスクがあることから、化学肥料・化学農薬の使用量の減少や、温室効果ガス排出量削減など環境負荷低減の取組は、農林漁業の持続的発展と食料の安定供給に資するとともに、食料安全保障の確立にも寄与するとしております。4ページにお進みいただきまして、2の温室効果ガスの排出状況です。数値につきましては先ほど御説明しました。4段落目に、道では2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」を目指しております。農林漁業においても、温室効果ガスの排出削減と有効活用に取り組むことが重要としています。5ページにお進みいただきまして、3のクリーン農業など環境負荷を低減する取組の状況です。道では、全国に先駆けまして平成3年度から、土づくりを基本に、化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業に取り組んでおりまして、以来、本道における農薬・肥料の出荷量は4割以上減少していることや、クリーン農業は、肥料・農薬の使用量の低減などによって温室効果ガスの排出量削減効果もありますし、たい肥や緑肥による土づくりによる温室効果ガスの吸収源としての効果を記載しております。また、スマート農業技術の導入ですとか、ほ場の大区画化、排水改良といった生産基盤整備につきましても温室効果ガスの排出削減が期待できること、それから排出量の多い家畜由来のメタンについては、バイオガス発電など有効活用の取組を行っていくことを記載しています。7ページにお進みください。4の農林漁業における環境負荷低減の推進に向けた対応方向でございます。環境と調和した農林漁業を一層推進するため、第6期農業・農村振興推進計画をはじめとする各種計画に基づきまして、クリーン農業や有機農業の取組拡大、スマート農林漁業技術の導入加速化、道総研などと連携し新技術の開発・普及を推進するとともに、最後の段落ですけれども、今回の新たな認定制度を推進するため、本計画において、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動の内容を定めまして、農林漁業者の活動を促進することを記載しています。8ページにお進みいただきまして、第3章以下は「みどりの食料システム法」に基づく記載事項となります。1の環境負荷の低減に関する目標についてでありますけれども、今回の新たな認定制度の対象というのが、化学肥料・化学農薬の使用量の低減と温室効果ガス排出量削減であることから、これに対応した6つの目標を設定したいと考えております。表の上から3つの指標、「燃料燃焼によるCO₂排出量」、「化学農薬使用量」、「化学肥料使用量」につきましては、「みどりの食料システム戦略」の2030年目標で、右の括弧書きに記載の削減目標があるのですけれども、そういった指標を参考にするとともに、「燃料燃焼によるCO₂排出量」については、道の「ゼロカーボン北海道」の削減目標とも整合をとるよう目標設定を検討しているところです。また、化学肥料と化学農薬の低減に向けた考え方もすけれども、一旦、6ページに戻っていただきまして、北海道農業における環境保全型農業の概念図というものがああります。右上に行くほど、肥料と農薬の使用量を低減するという一方で、段々とクリーン農業、YES!clean、いちばん右側に有機農業があるのですけれども、新たな目標として、黄色の部分の慣行農業の部分を一層、肥料と農薬の使用量の低減を図っていききたい。そして、北海道農業全体として一層の環境負荷低減を目指していく観点から、化学肥料と農薬の低減という目標を設定したいと考えているところです。また8ページに戻っていただき、表の下の3つの指標ですけれども、YES!clean 農産物作付面積と有機農業取組面積、GNSSガイダンスシステムの累計導入台数、この3つにつきましては、注意書きに記載しておりますけれども、道のクリーン農業推進計画、有機農業推進計画、スマート農業推進方針において目標を設定して施策を推進しているところでありますので、肥料・農薬の使用低減、燃料燃焼によるCO₂排出量削減に関する取組の指標ということで、本計画においても設定したいと考えております。続いてその下の2の環境負荷低減事業活動の内容に関する事項でございますけれども、今回の認定制度におきまして、農林漁業者の環境負荷低減事業活動として求められる事業活動といたしまして、(1)の土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動については、①の有機農業の取組、次のページにお進みいただきまして、④⑤のクリーン農

業に関する生産方式の導入、それから（２）の温室効果ガス排出量の削減に資する事業活動の部分につきましては、①の農林漁業における省エネルギー型の機械機器の導入などを列記しておりますし、（３）その他といたしましては、①の土壌への炭素貯留に資する土壌改良資材の施用のほか、⑤の国が定める要件に適合し、知事が必要と認める活動を記載しまして、農林漁業者の皆様の活動に幅広く対応できるようにと考えております。下の３の特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項についてですけれども、現在、市町村の方に特定区域の設定について意向調査を行っているところでありまして、特定区域を設定する場合には、別紙としてこれを記載することになります。続いて 10 ページにお進みいただきまして、４の環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用が期待される基盤確立事業の内容に関する事項ということで、先端的な技術の研究開発や新品種の育成など、農林漁業者の環境負荷低減事業活動において、活用が期待されるものとして①から⑬までを列記しまして、道総研や民間企業などと連携して取り組むこととしております。続いて 11 ページにお進みいただきまして、５の環境負荷低減事業活動により生産された農産物の流通及び消費の促進に関する事項については、道が、地産地消の観点から展開している「愛食運動」が、環境負荷の低減に資する重要な取組であるということですか、クリーン農業や有機農業が環境への影響を低減する農業であることについて、消費者や流通・販売事業者へ理解を促進することなどについて記載をしております。北海道基本計画素案の説明は以上でございます。今後、皆様からの御意見、市町村への意見照会などを経まして、年内に計画を決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

（近藤会長） はい、ありがとうございました。みどりの食料システム法の施行が令和４年７月ということで、急ピッチでこういった素案を出していただきました。大変御苦労様でした。ただ今、説明がありました内容について、意見交換したいと思えます。委員の皆様から御質問、御意見などがございましたら、御発言をお願いします。なお、時間が限られておりますので、御発言はお一人当たり３分程度でお願いします。どなたか御発言はございますか。なければ、私から指名させていただきたいと思えます。第１グループとして生産者グループ、第２グループとしては消費者グループ、それから第３グループとして農業団体、経済界、第４グループとしてその他ということをお願いします。それでは、第１グループの生産者であります、鈴木委員と溝口委員、お二方いらっしゃるわけですが、鈴木委員からお願いします。

（鈴木委員） はい、鈴木です。資料が送られてきてから、何度も何度も読み返したのですが、私が農業に携わるようになってから 35 年経ちました。今、父はもう 80 歳を過ぎているのですが、化学肥料が導入された時に信じられないくらい作物が穫れるようになったと、私が結婚した頃によくそのような話をしていました。そうした状態で、夫とともにずっと化学肥料を入れて農薬を使う慣行栽培で農業を行ってきました。途中で、スプレーヤーのノズルを変えることで少量散布にできると聞き、農薬を減らす努力などをしてまいりました。でも、近年すごく天候が不順で、ものすごくつらい状態で農業を続けています。予防のため農薬をかけなければならない状況になってきていますし、予想もしていなかった病気が出てしまったりということもおきています。数年前にうちに娘夫婦が農業をすると家に入りまして、娘婿が有機農業について興味を持ちまして、有機農業の勉強をちょっとしたのですが、何が一番大変かというときあがった作物を買ってくれるところを見つけることが大変だと。実際に、〇〇〇さんなどでも有機栽培の野菜は売っているのですが、よく売れ残っていて、とてもしなびていて、やはり他の野菜より価格が高いからそうなるのかと思うのがっかりするのですが、せっかく作っても売れない、高いから買ってもらえないという現状があるのも事実です。その中で有機農業をやってください、やってくださいと言われてもちょっと切ないのかなと思ってしまうのですよね。ただ、この「みどりの食料システム戦略」はとても良いことだと思います。実際に肥料も高騰していますし、色々大変な状況になっていきますので、減肥・減農薬をしながらできるだけ収量を落とさな

いような技術を開発してもらって、機械メーカーさんなどと共にやっていける農業をしたいということは、全農業者の望みであると思います。ですので、この法律に基づいて、北海道のそうした技術がきちんと確立されることを願っております。以上です。

(近藤会長) ありがとうございます。続いて、溝口委員、お願いいたします。

(溝口委員) はい、溝口です。私は水稻と畑作を、転作を含めながら作付をしているのですが、この資料を見て何日か眠れなかったのが本音です。正直驚いたということもあります。鈴木委員ではないですが、農薬と肥料で何とかやってきたというのが本当で、これが減らします、有機農業にしますとなったら、一体、病気が出たとき、作物がとれなかったときに誰が責任を取ってくれるのかということもちょっと浮かびました。病気の付いた米を、虫が食った米を誰が買うのですか。今はお米を YES!clean で何とかやっている状況でぎりぎりです。温暖化になってきて、昔ほど無人のヘリコプターでやっていた時代とは違って、自分たちで考えながら減らしながらやっている状態で、これを、5割、3割削減となった場合、収量が減って、病気が発生します、虫も出ますという状況で、もう少しこの戦略の前に、確かな技術、栽培法を構築しなければ農家は死にます。はっきり言って。ただでさえ空知の農業は、水田の交付金もなくなりました。価格が上昇しない中で肥料も高騰します、燃料も全部上がりますという中で厳しい状況です。そういった中で、またこういうことを勝手に目標にされて、確かに環境には良いですよ。残っていく子供達や環境のことを考えればこうしたことを進めなければならないと思います。でもその前に、確かな生産技術なり、もう少しもっと、農家一軒一軒がこうした葛藤を理解してくれるようなものにならない限り、特定区域だけでやっていけて、それだけでこの目標が達成できるかちょっと疑問に思います。安定供給も1つの目標だとしたら、そこがかなりぶれてしまうのではないかと。北海道は食料基地でもあるし、一番大事なところであるのに、そういったことがばらついて、農家は減ります。食べる人は良いものしか選ばなくなります。慣行栽培を陰でやっている人が一人勝ちします。という状態になるのであれば、この意味は本当にあるのか、もうちょっとちゃんと考えていかないと、やりますと言っても、中身的にも何度も読み返しましたが、もうちょっと、農家向けの考えではなくて、本当に持続可能で安定供給して、環境に良いことをもう少し具体的にしていけたらなとこれを見て感じました。以上です。

(近藤会長) ありがとうございます。生産者のところで一回区切りしましょうか。では、道の方でコメントをお願いします。

(鈴木次長) 鈴木委員、溝口委員、ありがとうございます。鈴木委員からは、みどり戦略はとても良いことだけれども、有機農業を続けていくにあたって、販売もなかなか大変だということ、その中でやはり技術開発が重要だというお話がありました。また、溝口委員におかれましては、環境対策の取組で、生産技術の部分には不安があるし、また北海道は食料供給基地であるけれど、有機農業だけで安定して食料を供給できるのだろうか、農家向けの対策となっているのだろうかという御疑念もございました。山口局長と技術的な面で古原本部長からお願いいたします。

(山口局長) 食の安全推進局長の山口です。有機農業、クリーン農業を担当しているということで、私の方から。溝口さんはクリーン農業に取り組まれているとのことで、先ほどの6ページにイメージ図があったかと思えます。この図はすごく慣行農業が大きくて、今の北海道の現状を言いますと、クリーン農業の YES!clean で取り組まれている面積は 16,190 haです。有機農業は、有機 JAS の認証が増えたとはいえ 5,400 ha。道全体の 100 万 ha のうち、その程度のウエイトしかない。この図では化学肥料と化学農薬の2つ、本当はこれに土づくりという3つ目の軸があり、立体的な絵が正しいのかもしれませんが、慣行農業を、そういった方向性に向けていきたいと思いますという概念図ということで出していま

す。特に今年3月に第4期の有機農業推進計画を策定しました。この中で2030年に今ある5,000 haと認証を受けていない部分をあわせて6,000 haぐらいあるのを、まずは11,000 haに増やしましょうと。国の方では、2050年までに100万haなんですけど、そんなに簡単にいかないと思っています。当然今ある技術、これから開発する技術、それらを使いながらそれに向かっていく。これは北海道でも他県でも同じ状況です。有機農業や平成3年からクリーン農業で、化学肥料や農薬を減らす取組を進めてきた中で、今まで開発してきた技術もあります。古原本部長から話があると思いますが、こういった技術を使いながら進めていくというのが基本的な姿勢です。

そういう中で、最近特に、環境への負荷を軽減するクリーン農業も難しい、進まない理由も、計画を作る時に色々と意見をもらいました。地域で実際に有機農業をやられている方、それから3年前にクリーン農業の計画を作ったときには、クリーン農業に取り組んでいる団体だったり、農協の皆さんの話を聞いた時に、同じような話を伺いました。要は、手間がかかるのにメリットが得られない、クリーン農業ではこういったことが課題にあります。それから、クリーン農業の認知度を上げるため、生産者だけでなく消費者にも知ってもらわなければならない。それらを併せて進めていかなければならない、これは有機農業についても同じです。有機農業は収量が落ちるという問題が現実にあります。価格の方も、消費者が払っても良い価格と実際の価格、その差あり、有機農産物の場合、慣行農業から1.5倍から2倍程度開きがあります。有機農産物の多くは価格が固定していますが、慣行農産物は価格が大きく変動するので、安くなったり高くなったり。でも消費者が払って良い価格をアンケートで聞くと、1割から2割高なんですよね。そういったところをどのように埋めていくか。ここには、理解度、認知度の向上といったことが求められるので、有機農業の計画の中では、それらを50%に上げていきたいと思いますといったことを同時に定めたりしています。生産だけでなく、流通の部分、それから消費者の購入の部分、そういったところでどうアプローチしていくのか、計画に含めて進めていく。まずは2030年を一つの目標に向けて進めていくというのが基本的な考え方です。今お二人がおっしゃったことは、生産者の考え方を率直に表していただいたと感じております。そういう中で、①有機農業では計画に基づいて、まずは実現に向けて生産技術の開発、それから有機農業への理解に努めていくイベントなどもやりながら、農作業体験や販路拡大のための販売会など、そうしたものを開きながら消費者の理解を進めていきたいと思います、そんなことを考えております。それから、②クリーン農業についても同じように、2万haという目標を持っているのですが、実は下がっています。酪農有機農業は支援策があって伸びたりしているのですが、YES!cleanは登録集団の高齢化や、近年、気候変動など新しい病害虫が発生したりで（農薬の）使用回数を満たせなくなっている。そういったことも踏まえながら、基準をもう一度検討しなければならないかなと考えております。それと併せてSDGsなり環境負荷軽減に取り組んでいくということも、併せて消費者へPRし、理解の促進を進めていくという形で考えています。

(古原本部長) 道総研の方では、主要作物を主体に生産性の向上という観点で、品種開発を行っています。収量の向上の他に病害に対する耐病性、抵抗力を持ったものということで、散布回数の減ですとか、もっといけば防除不要といったところを狙って進んでいます。水稻のいもち病などは、防除がいらないという系統・品種もでてきています。それに収量とか食味とかを併せて実用化という形ですが、耐病性だけみていくと、麦も化学農薬がなくて困っている病気もありますので、総合的に耐病性というのは今後とも大きな研究テーマ、技術開発目標なのだろうと考えております。遺伝資源をもとに進めていくのですが、問題は時間がある程度かかるということと、技術的に100%これで大丈夫ですということでもリリースしていくと、鈴木委員、溝口委員がおっしゃるように、それでは間に合わないというところがあるかと思えます。どうするんだというのは、技術だけでなく、今の技術レベルにどう流通消費を結びつけていくかというところが、今後の課題になるのかなと個人的に思っています。別の言い方をすると、出来上がったものを一定程度消費するという流通の流れがないと、なかなか生産は始まらないのではというのが個人的な意見で、それを支える流通の方から逆に、こういった課題が

あるので技術的な解決が求められている。今、3割削減、有機農業を進めるには、こういった時期に除草しましょうとか、こういう機械を入れて収穫しましょうという話を進めています。生産に軸足を置いて研究を進めていますけれども、2050年あるいは100万haという数字を見ていったときには、流通の方で、有機農産物の保存、長期間に渡るような技術が必要だとか、味についても、組み合わせで加工するとか、リーズナブルな値段で提供できるよとか、そういった方法が生産現場から流通・加工の方に移っていくことも想定して対応していくことが今後求められてくるのかなと考えています。具体的にどういう作物がどれだけというのはまだ手探りかなと思っています。そういった生産現場、消費拡大をどうやっていくか、といった点も見据えて技術開発をしていかないといけないと思っています。

(近藤会長) はい、ありがとうございました。今、流通の面でということで、お話が出ていますが、鈴木委員の方で作物を買ってくれるところ、せっかく作っても売れないと発言されていましたが、そのへんの事情を、どういう感じで売れないのかという状況を教えていただければと思います。

(鈴木委員) はい、一つは先ほどお話しした〇〇〇さんに置いてる有機農産物ですね。あと、地元で農産物の直売所があるのですが、一人すごく頑張って有機JASの認証を取った方がいまして、1本100円のトウモロコシが今出ているのですが、彼のトウモロコシは150円です。「有機農産物はこちら」と一角コーナーも作っているのですが、きれいに売り切れる日はやっぱり少ないですね。直売所ですから、買い物に来るお客様は、地元の主婦の方とか、観光客の方というのがあるのかもしれませんが、せっかく頑張って有機JAS認証を取って、売る場所が自分の家の軒先に置いても売れるものではないので、売れる場所があるからと、直売所においても売れ残ってしまうという現状が、今、私の周りであります。実際に有機の肥料を扱っている肥料屋さんで春先に相談をしまして、夫と娘夫婦と一緒に話をしたのですが、有機の肥料を扱っている肥料屋さんでも「認証が取れるのは2年後3年後になるかもしれないけど、売れる場所を必ず確保してから始めないと、骨折り損のくたびれもうけになるよ」というお話をちょっとして、うちは最終的にはあきらめはしたのですが、こんなことが現状にあるので、こんなことも踏まえながら、政策を進めてほしいなと思います。以上です。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。道の方で何かありましたらお願いします。

(鈴木次長) みどり戦略の大きな方向性としては、環境負荷軽減とかSDGsは大きな流れだと思っています。その中で生産サイドの努力もありますけれども、消費者にもそのあたりについてしっかり理解してもらおうということが必要であり、生産と消費の両面で、我々しっかり対応していかなければと思っています。生産者の皆様に旗を振る以上は、消費者の皆様にも生産物を買ってもらえるような、に理解してもらえる、そのような取組も、併せて必要だと思っています。以上でございます。

(近藤会長) ありがとうございます。今度は消費者の視点からということで、川端委員、仲沢委員、坪江委員にお願いしたいと思います。まず川端委員からお願いしたいと思います。

(川端委員) 私は今話題にあがっていましたが消費の部分で気になりました。先ほど話題になったので回答は結構ですが、YES!clean表示制度で北海道独自の表示制度がいっぱいありまして、その中で今後推進していく有機農業とどのように差別・区別していくのかなと思いました。今までの安全・安心・おいしいと言われている北海道の農産物よりもおそらく値段が上がっていくので、有機野菜を消費者がどう受け止めるのかなというところが、一番課題かなと思います。あと消費の観点から、スーパーで有機野菜を見るのですが、有機野菜の種類がまだ少ないですね。トマトは有機で買って大葉は普通のところから買わなければならないとなったら、これ(トマト)だけ有機でとっている意味はどれだけ

あるのかなと消費者の観点からは思っていました。2点目ですが、最近は言われなくなりましたが、フードマイレージを再度実行してはどうかと思いました。燃料や農産物の価格高騰から、やはり地産地消へ、輸送などにかかるエネルギーを削減することができるのはフードマイレージかなと思いました。あと3点目ですが、以前農政部の方が愛食レストランでやっていたかと思いましたが、食品ロスの観点の「残さず食べよう北海道キャンペーン」みたいなものをやっていたかと思いましたが、やはり食材のロスが多いのかなと思えますし、家庭から出る食材ロスも多いと聞いています。その辺で必ず買った物をきちんと消費するとか、レストランでも残さず食べるようなことをしっかりすることで、ゴミの削減やひいては温室効果ガス削減につながると思っていました。以上の3点です。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。次に仲沢委員。

(仲沢委員) はい、仲沢です。私たち消費者は、安全・安心な食料を将来子どもたちに沢山食べてもらえるように、これからも色々勉強をしていったらいいと思います。JA青年部さん達が、子どもたちを畑に連れて行って、食育の大切さを教えるために「こうやって収穫して皆さんのところに届けられているのですよ」と、実際に見学したり、各学年ごとに小さい学校だからできるのだと思うのですが、「こうやって作っているから、皆さん食べてね」と毎年勉強会をしています。あと、十勝は有機農業が盛んで、枝豆とかは、隣の作物の農薬がかからないように、違う作物を周りに植えていて、それを否定する人がいて、枝豆を全部植えたら、結局周りのその農薬がもしかしたらかかっているかもしれないという部分は刈り取らないで、その部分は持っていきませんよと、JAさんでは、品質を守るため徹底しています。環境に配慮したエコファーマーに近い作物を作っています。あと堆肥処理施設で、牛などのふん尿を集めて、それを発酵処理したものを、小麦を刈った後に畑にまいています。でも、街に近いほど、臭いがすごいので苦情とかがたくさんきています。有機をうたっているんですけど、住民の理解が必要だなと思いました。そして、できるだけ短時間にふん尿を散布し、次の日には耕してしまうというようにしています。あと昔から有機作物を作っている人に、研修会を開いて、皆さんこうしたら良いですよ勉強会をしているところもあります。私たち消費者がその勉強会に参加して、皆さんに理解してもらったりもしています。上士幌町さんとかは家畜のふん尿のメタンガスを利用して発電したり、大きな太陽光発電をする電力を供給したりしています。鹿追町は公共施設に再生エネルギー由来の電気を使ったり、家畜ふん尿由来の水素設備が設備されています。私たちが見学しに行ったとき、すごい技術があるんだなと感心しました。十勝は森林も多いし、そういう地域資源を生かしCO2を削減したりする取組も結構行っていると思いました。あとは、電気自動車とかをもっと推奨しましょうというのですが、十勝はすごくシバレがきついのです。電気自動車になったら、途中で電気が切れてしまったらどうするのだろうかとか、雪に埋もれたらどうするのかなということも考えたりしたのですけれども、最近では、道の駅のところにEVを充電する施設ができたり、クリーンエネルギーの取組が少しずつですけれども広まってきているなと思いました。あとは、食の安全として、遺伝子組換えをゲノム編集された、病害虫に強い作物っていうのがあるのですけれども、私はゲノム編集というのが、どんなリスクがあるのかというのがわからないので、遺伝子組換えでしたら、これは遺伝子組換えしていますと表示されていますが、ゲノム編集は全然書いていないので、人体に及ぼす影響はどうかときちんと調べて、その後作物が交配によってどう変異していくか、そういうことも知りたいと思いました。あと、アレルギーの成分のあるものを切り取ったらアレルギーのない作物ができますよというのですけれども、なかなか目に見えないので、間違っただけ食べていたらどうなるのかと思いました。色々まとまりがありませんが、よろしくお願ひします。

(近藤会長) ありがとうございます。坪江委員お願いします。

(坪江委員) はい、坪江です。よろしくお願ひします。有機野菜を増やすことで、環境に配慮されるとい

うすごく簡単に言ったらそうなのだろうなと思うのですが、本当に有機野菜を増やすことで、さきほど溝口さんが言われたことと似ているかなと思うのですが、そんなに簡単に生産者を増やせるかな、作ってくれるかなという思いがあります。私たちは結構生産者さんと交流があったり、学ばせていただいたりということがあったりするのですが、今年、夏の間は、今まで取引があったところが、本州の方と野菜がかぶって取引を中止にされたとか、今までそういう流通があったのが、そういう問題で止められたり、販売ルートを探すのにとっても苦労したという話を聞いたりしておりました。生産するのも病気がついたりとか、そういうことを考えると、有機野菜をどんどん増やしていきましようとなるのかなとずっと思っておりました。農薬が、他の慣行農園のものがかぶってしまったら色々な問題が出てくるので、そこが結構トラブルもあるという話しもどうなのかなと思っておりました。最近、消費者の方では、食品ロスに関係があると思うのですが、冷凍野菜がすごく増えてきていると思います。野菜だけじゃなくて、商品全体ですね。冷凍食品が増えてきていると聞いています。北海道において、これだけ生鮮な野菜が作られているのに、いきなり冷凍ってすごく失礼な感じもするのですが、もしかしたら、そうした消費の仕方というのものもあるのかなということで発言させていただきました。以上です。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。消費者の方から色々な意見が出されましたが、道の方からお願いします。

(鈴木次長) 川端委員、仲沢委員、坪江委員、ありがとうございます。川端委員からは、YES!clean と有機農産物の差別化をどうするのか、有機野菜の種類が少ないという話もございました。また、フードマイレージの関係では、地産地消における輸送エネルギーの削減も重要という話もありましたし、食ロスをいかに減らしていくかという提言もございました。仲沢委員からは、JAの青年部が、子供達に収穫体験をさせるという話がありました。また、堆肥化の関係では臭いが非常に気になって、住民に対する理解が必要という話もありました。また、有機農業の勉強会を開いたという話もありました。また、上士幌町と鹿追町における家畜ふん尿の取組事例などの話もありましたし、食の安全・安心の関係では、ゲノム編集のリスクをどのように評価するのかという話もありました。坪江委員からは、有機農業の生産者を増やすのはそんなに簡単ではないという話もございました。販売先を探すのが大変だという話もありました。最後に冷凍野菜の話もありましたので、有機農業も含めて山口局長、お願いします。

(山口局長) たくさんの御意見ありがとうございます。さきほどとかぶるかもしれませんが、YES!clean 農産物と有機農産物、どう差別化していくのか、YES!clean と同じように5割削減の特別栽培農産物というのもございます。その3つは、栽培方法の基準ですよ。それと同じく、今表示されているものには、GAPというものもあつたりします。そういったものをいかに正しく、流通の方はもちろんですけども、消費者の方に知ってもらおうかという取組をしっかりとやっていくことが大事だと思っています。地産地消、愛食レストラン、食ロスといった話もございます。それぞれの場面で正しく伝えていくことが大事です。愛食、食育、地産地消、我々はそれらを一体のものに考えています。それらを正しく知ってもらえればと思っております。食品ロスの削減で、愛食レストランの「残さず食べよう」のキャンペーンも、続けております。10月は食品ロス削減月間ということで、セミナーをやったり、あと、家庭でできることと事業所、食品ロスには事業系と家庭系の両方があります。北海道でも30数万トン、その中でもビートパルプが多いので、実質的に、家庭から出ているものが11万トン、事業系が11万トンの合計22万トンぐらいが毎年出ていっています。家庭では、買うときに必要な分だけ買しましょう、それから、レストランや喫茶店では、残さず食べる、特に年末年始の「食べきりキャンペーン」なども併せながらやっていく形で、結果的に捨てる場所を少なくしていくことにつながると思います。それから仲沢委員から十勝を中心にした取組、これも、子どもたちを

ひっくりめた教育、体験を進めながら、そこで、先程の有機農業の計画を作るときに地域からの意見にもあったのですが、消費を拡大させるのに一番有効なのは、学校給食で活用してもらう、有機農産物であったり YES!clean、そういったものを経過も含めて生産環境とか、そういったところを学校給食で使ってほしいという意見がありました。国の支援施策だったりをしっかりと活用しながら、ただ、問題点がないわけではなく、給食費が上がってしまうという点、そういった部分につながってしまうと、そこは学校と連携しながらしっかり一緒になって我々も応援していきたいと思っています。そういった取組などもきっかけに進めていければと思っています。それから、食の安全・安心にからめてゲノム編集技術は新しい技術で、その中にも遺伝子組換えに該当するものとしらないものがある。その中で該当するものは、道の条例が適用されますが、ただゲノム編集にはまだリスクを含めわからない部分もあるので、今、開発している部分は、なるべく表示をしてもらう要望などもしております。それから、有機農産物の販売ルートを探すのに苦労した話で、生産者の方にも有機農業協同組合といった組織もございます。そういったところに対応していただいたり、あるいは、そういう販売先を見つけながら、物流業者を探しながらということも大切ななと思います。雑駁になりましたが、私の方からは以上です。

(近藤会長) よろしいでしょうか。それでは、第3グループ、農業団体、経済界ということで、本間委員、太田委員にお願いしたいと思います。まず本間委員の方からお願いします。

(本間委員) 土地改良の本間です。よろしく申し上げます。温室効果ガス削減に向けた取組で、土地改良を担当する立場からお話させていただきます。今日いただいた資料のうち、資料6-1の4ページにある温室効果ガス削減に向けた取組の推進の中の1の再生エネルギーの導入推進、この中に、農業用水を活用した小水力発電という取組がございます。今、道内の農業用水あるいは農業用施設を活用した小水力発電につきましては、道内においても個別に可能性の検討が行われて、約10年以上が経っているかと思っています。ダムあるいは頭首工から取水を活用した発電が、当麻、富良野、清里の3か所。今後の可能性は、現在も数カ所で検討が進められていますが、全道的な小水力発電の広がり、積雪寒冷地である北海道では、冬期間の発電はほぼ不可能、あるいは送電網への接続の問題、維持管理コストの関係、売電収入の見通しなど、それぞれの地域で費用対効果などの課題が山積している状況と認識しております。国においても、小水力発電の導入は各種補助金も用意をいただいておりますが、北海道においての広がりには厳しいと感じております。国として、思い切った支援が必要と考えております。また、温室効果ガスの削減に向けて「スマート農業の推進」がございます。自動操舵トラクタあるいはドローン、水田の水管理が進められていますが、これらの取組を後押しするベースとなるのが、ほ場の大区画化やほ場の改良などの農業農村整備事業の推進と感じています。特に北海道は、全国に先駆けてスマート農業が加速的に進められていることから、農業の生産性向上と温室効果ガス削減にも大きな効果を発揮しています農業農村整備事業の計画的推進、それと、これらの効果の国民的な理解、これらを更に広げていくことが必要と考えているところです。以上でございます。

(近藤会長) ありがとうございます。では、太田委員、お願いします。

(太田委員) 道経連常任理事の太田です。先程来、御意見が出ていますが、食のサプライチェーンという意味で消費者様に一番近い立場として言わせていただくと、先程来、なかなか有機の商品が売れないんだというお話でしたが、マーケティングのきれいごとの世界ではないですが、昔のモノ消費からコト消費になって、それが更にトキ消費、最近では特にZ世代とかアルファ世代の消費者は、イミ消費とかエモ消費といういわゆる社会課題に対してどれだけ自分達の消費活動に意味をなすのか、SDGsの問題も含めて、先程の消費者代表の委員の方もおっしゃっていたこれからの子どもたちに対して、どのような食を提供できるのかとの観点から言えば、間違いなく、有機の食品は絶対必要になってく

ると思います。とはいえ、やっぱり足元を見ると、高いよりは安い方がいいという消費者の意識というものも必ず出てきます。だからこそ、今回の取組は、特に農業者の皆様には大きな負担となると思いますので、農作物の収量の減少といったことにつながらないように、先程来でているクリーン農業技術の進化ですとか、スマート農業の導入を更に加速化させていって、是非、収量が下がらない、そして、価格が今とそんなに変わらないような、そんな形で提供できるような、ひいては、農業の担い手の負担が少しでも軽減される、そういう方法を、先程来御提案いただいているとは思いますが、さらにそれをセットで取り組んでいただければと思います。以上です。

(近藤会長) ありがとうございます。道の方で、お願いします。

(鈴木次長) 本間委員、太田委員、ありがとうございました。本間委員の方からは、小水力発電が3か所で稼働しているけれども、今後とも広げていくためには、思い切った支援が必要ではないかとの話がありました。また、スマート農業を推進していくためにも農業農村整備事業はしっかり取り組んでいく必要があるので、国民に対する理解の促進が必要ではないかという話がありました。また、太田委員からは、農作物の収量を減らさないような取組が必要だし、ひいてはそれが担い手の負担軽減につながっていくというお話もありました。まずは高崎局長から、よろしくお願いします。

(高崎局長) 農村振興局長の高崎と申します。本間委員、ありがとうございます。小水力発電については、先ほど言われたとおり10年以上検討していて、一番大きいのはやはり、長期間の積雪寒冷地による影響が大半で大きいとっております。この件につきましては、実情を随時国の方に、状況を何度も確認しながらお話をし、小水力がもっとうまくできるかどうかお話をしていきたいと思っております。また、農業農村整備につきましては、今までは効率化といったお話もさせていただいたのですが、国の方にはゼロカーボン北海道という形で、農業農村整備も温室効果ガス削減にも貢献しているということで、国に要請をしていますので、この中で、皆様にも認識していただいて、今後とも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(鈴木次長) あと、太田委員からの御発言について答弁させていただきます。今回のみどり戦略については、社会課題への対応ということで、広く皆様に理解をしていただくことが重要と考えております。ただ、一方で、生産者の皆様にとっては、農産物の収量が減ってしまっはいくらきれい事を言っても、農業経営が成り立たないというのが、本根としてあろうかと思ひます。そういった意味からも、クリーン農業についてはクリーン農業技術を確認させる必要がありますし、有機農業につきましても、スマート農業技術をはじめ、手間暇がかからないような技術を開発・導入しながら、取り組んでいく必要があると思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(近藤会長) ありがとうございます。では、「その他」グループということで、長内委員、浜田委員、園田副会長にお願いします。初めに長内委員お願いします。

(長内委員) 私からは一点だけ、こちら、ほ場の大区画化について、お話があったかと思ひますが、ほ場の大区画化はメリットも大きいと思ひますが、デメリットとして、大区画化することにより、多くの重機が入ったりすることによって、伐開とか、環境という面ではデメリットも内包されていると思うのですけれども、そのあたりは、対策というか、その対策をやっ、こちらの二酸化炭素の削減の効果の方が大きいということではじめて環境負荷(削減)が達成できるのかなと思ひますけれども、そのあたりの対策等を聞かせていただければと思ひます。

(近藤会長) はい、では浜田委員、お願いします。

(浜田委員) 新得町長です。まず最初に、この雰囲気は本当にいいなと改めて感じさせていただきました。勉強になります。それで、私の立場は半分行政なのです。半分、現場で生きている一般の町民ということで、二重人格、三重人格のような話になるかと思いますが、思いを一つお話しさせていただきたい。我々行政の中で色々な政策を展開していきますけれども、町民にとって、何故これがプラスなのか、当たり前のことですが、道も道民にとって何がプラスなのか、その中に利害が対立するということは当然出てくるので、その時よく職員に言うのですけれども、生きがい対策も必要ですし、それから社会貢献も必要だと。ただ、経済で社会が回っているのであれば、経済的メリットはきちんと整理しないと納得しない。というのがわかりやすい。乱暴ですけれども、そういう言い方をしています。それで今回私も読ませていただきました。方向性としては私も理解しました。ただ読んでいて、いつまでにどこまでやる、は難しいのかもしれませんが、これをやることによって地域に生きている者にとってプラスだということをもう少しPRしていただければ、よりわかりやすいかなとそんな感じがしました。それから、もう一つ。我々この、役場でなんですけど、ゼロカーボンでいくと、削減の対策もします。反面、吸収の対策もします。では今回この中で、削減はなんとなくわかるのですが、農業として逆に吸収って何かできないのかということを感じました。林務があるからそちらでやりますというのは、それはそれで、北海道庁としての考え方かもしれませんが、そんな感じがしました。その上で最後に思ったのは、我々現場で生きていますので、是非、この政策展開の時に、改めて、振興局を通してでも構わないのですけれども、是非、現場の意見をこれからも聞いていただければありがたいかなとそんな思いがしました。以上であります。

(近藤会長) はい、では道の方でお願いします。

(鈴木次長) 長内委員、浜田委員、ありがとうございました。長内委員からは、ほ場の大区画化は大事だが、環境面でのデメリットもあるのではないかと、環境についてはどう考えるかとの御質問だったかと思えます。浜田委員からは、今回のみどり戦略を進めるに当たって、プラスのPRがもっと必要ではないかというお話がございました。また、農業分野において、削減だけじゃなく吸収のような対応があるのかといった質問もありました。まずほ場の大区画化について、高崎局長お願いいたします。

(高崎局長) ゼロカーボンと環境の関係だったのですが、ゼロカーボンですが、施工のときは当然二酸化炭素を出します。その後、営農作業の減少、土壌からのメタンの減少などで、30年かけていけば、この施工分については逆に排出効果ガスの量が減ると考えています。ゼロカーボンについては、そういう形になると思います。環境につきましては、地区を採択する前に環境情報開示というものを行いまして、委員の皆さんに地区ごとに確認をしていただいています。その中で、問題や発言があれば、説明してそれを確認・承認をいただいてから、地区を採択するという形です。特にそういったことがあった場合でも、排水対策、落水対策といったことを念頭に置いて現場では進めています。

(鈴木次長) 農業分野の吸収対策について、茅野課長、お願いします。

(事務局) ご意見ありがとうございました。浜田委員の方から、これをやったらいいことがあるというメリッ的なものをPRすべきではないかという御意見がありました。この制度のメリットは先ほども話しましたが、化学肥料の節減ですとか、農業の節減の取組をした場合に、必要な機械等を導入した場合に資金とか税制面でメリットがあるのですが、もっと取り組みやすくできるような内容にしていかなければならないと思っています。それから、農業分野の吸収源対策ということですが、今回の資料の中でも位置づけているのは、資料の9ページに温室効果ガスの(3)のその他のところの①で、土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を施用するというところで、これで想定しているのは木炭です。木はCO₂を吸収して大きくなっていますから、それを木炭にすることによって土の中に入れ

ても分解しにくいということで、長期間炭素を貯留できるということで、それをどの程度入れるのかといった技術的な問題はあるのでしょうかけれども、そういったことも今回の認定制度の中には対象になってくるということもありますし、たい肥や緑肥をすき込むということも、土壌に炭素を貯留するという効果もありますので、日頃の営農そのものも、そういった効果があるということで理解していただければと思います。以上でございます。

(近藤会長) 最後は園田副会長の方から、お願いします。

(園田副会長) 茅野課長から説明がありました慣行農業で、化学肥料、化学農薬を削減していく考え方は、全くそのとおりだと思います。是非、そのように進めていただきたいと思います。ただし、昨今の気象変動は農業に対して非常に大きな影響を与えております。そのことへの対応の答えも考えていただきたいと思います。次に、農林水産省のまとめた「有機農業に対する状況」で、有機農産物への消費者の認識は、「安全」というキーワードが第1位で72%だったそうです。それに対して、「環境に配慮した農法」という認識を第1番目に挙げた方は2.5%ということで、非常にこの施策と一般消費者の認識がずれているところが一番問題があるのではないかと推測します。推進をする上で、ですから、先ほど山口局長からありましたように、消費者の意向を促すような取組も是非進めていただきたいと思います。もう一点、同じ資料の中にあつたのですが、欧米の有機農業の面積の中で、草地の占める割合が非常に多いですね。日本では数%ですけど、今後この有機農業を推進するに当たって、この中では、小麦とか、畑作を挙げているのですけれども、草地に対する位置付けというのは何かあるのでしょうか。教えていただければと思います。以上です。

(近藤会長) よろしくお願いします。

(鈴木次長) 有機農業について、園田副会長からお話がありました。消費者への理解醸成にしっかり取り組んでほしいという話、それから、草地に関する有機農業の取組について、山口局長から回答をお願いいたします。

(山口局長) 今、園田副会長がおっしゃっていた農水の調査。実は北海道でも同じような調査をやっていて、ほぼ同じ結果が出ています。どうしても、日本国民、道民もそうなのですが、有機農産物を選ぶ理由として、安全・安心。北海道の場合は環境に良い割合は50数%でちょっと下がる。これは、ヨーロッパに行くと逆転している、そういった報告もあります。そういった意味で、安全・安心から環境保全、環境にやさしいを選ぶように、我々も伝えていくことに努めてまいりたいと考えております。それから草地について、欧米の方もこの10年間で草地が増えています。実は北海道の有機JASの場合、草地の部分がこの10年間で伸びております。特にここ1~2年、先ほどお話しした政策的な支援もあって、草地の伸びが大きいですね。5,300haぐらいのうち3,200haぐらいは牧草地です。有機飼料を作るためのものが高い。それから畑地もソバなどを中心に伸びているということもございます。そういった傾向はどちらかということ欧米に近い形で北海道でもこれから進んでいくのかなと考えております。草地についても、飼料を使って「有機畜産物」としてつなげていくことが大事なのですけれども、併せて進めていきたいと思っております。以上です。

(近藤会長) よろしいでしょうか。大体、議論が出尽くしたかなと思うのですが、最後、私から、皆さんの議論を聞いていて感想という形で、述べさせていただきたいと思っております。本日は色々意見をいただきありがとうございます。私、最初に、食料生産と環境との問題をトレードオフから両方追求する時代になってきたと申し上げました。環境に負荷をかけないということなのですから、国は2050年、有機農業を100万haにするということですが、これでいくと年3万haぐらいのペースで拡

大するということで、大変なことです。現実と目標との乖離があまりにも大きいという戸惑いは色々な方から、聞こえてきます。環境に負荷をかけないということはどういうことかということ、極端なことをいうと投入（肥料・農薬）を削減するということだと思います。投入を削減しても生産量を落とさないということが、おそらく出来るのであればそれは望ましいことなのですよ。投入を削減しても一定のアウトプットが得られれば、農業生産を維持できるのであれば、農業生産の効率が改善しているというわけでありますから、当然農家に歓迎されるはずですよ。それが、なかなか、今日の溝口さんの発言にありましたとおり、それをやると収量が落ちてしまうところ、やはり抜け切れていない。これは何を意味するかということ、その技術がやっぱり未確立だと。まだまだ、有機農業においては病気が出たりするというのは、まだまだ技術が未確立であり、それで農業生産者が取り入れにくい。有機農業ということになかなか難しい面があるということなので、多分、先ほどの目標との乖離といった生産者のとまどいはそういうところにあるのだろうと思います。有機農業が普及するためには、どうしても技術革新に頼らざるを得ない。この技術を確立していくということが、具体的な戦略として打ち立てていかなければならないということだろうと思います。北海道が平成3年、1991年から取り組んできたクリーン農業。環境保全型農業の歩みを見ますと、まさに、化学肥料、農薬を慣行農業に比べて30%、あるいは高度クリーンということでは50%削減するということを目指して、頑張ってきたわけです。そしてそのために、地道な技術を開発してきたという経緯があります。技術のみならず、YES!clean マークの食品表示で、環境保全に配慮した食品であることを情報発信していくというようなことで、おそらくみどり戦略のメニューとしては、やれることは全てやっているところがあって、ある意味ではプロトタイプが出来上がりつつあると思います。農業試験場を中心にクリーン農業を支える技術を開発してきたということで、IPMだったり、土づくりだったり、化学肥料あるいは農薬の使用量を減らしていく、こういった技術を地道に開発してきている。農業生産というのは、地域の気象条件に相当左右されるため、土づくりにしても、防除にしても、地域独自で農業技術を開発していかなければならない。北海道農業試験場はこうした役割を持っていると思います。他の機関には頼らず自ら、クリーン農業や有機農業を支える技術開発にチャレンジし続けなければなりません。走り続けなければなりませんということだろうと思います。これは投入を削減しても生産量を落とさない、マジックのようにも思うのですが、このマジックがいかに可能かということだと思います。このマジックこそが技術開発であって、やはり先ほどから出ているように、少し肥料が過剰じゃないか、特にリンが過剰じゃないかとか、そういったところの診断ですとか、あるいは、端的に言えば、肥料を投入して農薬を減らしても収量が減らないというのであれば、耐病性であったり、耐虫性の品種というのを開発していくことが、本当に重要になってくると思います。農薬を削減しても病気にかからない、こういった品種開発というのは、待たなしのように思います。このような地域的視点ということで見た場合、技術開発の確立といいますかサイエンスの力、そこは見ていく必要があるのではないかとということと、改めて地域の農業技術の開発に研究投資していくことの重要性を感じました。それから最後の方に出てきた消費者との関連で言えば、有機農産物を選ぶ理由として、安全・安心を重視する、ないしは、選択の基準を置くということで、ヨーロッパと違うという意見が出されていました。そうだとするならば、安全・安心もさることながら環境に配慮した農法によって生産された農産物を選択するような消費者の行動変容を促すことも、今後キーワードになってくると思うのですよ。有機農業に対する消費者の行動変容というものを少し意識して取り組む必要があるのではないかなと感じました。もともと有機農産物は、本当に有機かどうか分からないということで、経済学的に言うと消費者と生産者の間に情報の非対称があって、なかなか市場では取引してもらえない仕組みをもっているのですけれども。そういったところも、基準では解決されてきてはいるのですけれども。それに加えて、ヨーロッパの有機農産物の選択に関する消費者のアンケート調査結果を見ておきますと、そこに向かう行動変容が必要なのではないかなと思います。だから、有機農業に取り組む生産者は取り組むことによって経営を犠牲にしない。やはりそういう技術を受ける側としていくことが、やっぱり必要かなと改めて思った次第であります。私の感想であります。どうもありが

とうございました。

これで意見聴取は終了したいと思います。次に最後の議題となりますが、その他、事務局から何かありますか。

(事務局) 特にございません

(近藤会長) それでは、本日の議題は全て終了いたしました。全体を通しまして、皆様から何か御発言はございますでしょうか。

委員の任期が、今期の審議会で、長内委員、溝口委員と、本日欠席されています中谷委員は御退任されます。退任される委員は、本審議会の審議にあたり、貴重な御意見をいただいたことに、厚く感謝申し上げますとともに、引き続き、北海道農業・農村の発展にお力添えをいただけますように、お願いと御礼を申し上げます。また、他の委員におきましては、引き続き、お願い申し上げます。それでは、ここで進行を事務局にお返しします。

(事務局) ありがとうございます。以上をもちまして本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。御出席の皆様、大変ありがとうございました。最後に農政部長から一言お礼を申し上げます。

(宮田部長) 皆さん、長時間にわたり、たくさんのお考え、御意見、ありがとうございます。今更ながらという部分もありますが、一般論として、総論としてですけれども、本道農業・農村に対する期待や役割は、まず一つには、食料の安定供給というのがあると思います。食料の安定供給はもとより、他の期待というのは、食の安心・安全の確保、それから、環境と調和した農業、環境への負荷軽減というものも求められていると思います。このあたりを兼ね備えながら目的を達成できるのかということ、この部分の総論については、誰も異論はないと思います。まず、目指すところは、そこなのかなと思う。そうした中で、何か良いことがあるのかといった部分で、食の安全・安心、それから、環境負荷軽減とかによって、道産農産物の、特に道外販売に対するアドバンテージは確保できるのかな。それからもう一つ生産現場については、ローインプットすることによって、コストの削減を期待することができるのかなということが、消費者それから生産者に対するそれぞれのメリットというものがでてくるのではないかと思います。今日は後半部分、みどりの食料システム戦略について、それに基づく計画について御意見をいただきました。まずはこの戦略について「目指しましょう」というのが大前提になってくるのだらうと思います。ただ、これが、去年の審議会の中でも御意見をいただきましたけれども、みどりの食料システム戦略の最終的な目標は2050年です。そして2050年にそこを目指しましょうといったときにじゃあどうやってといったときに、イノベーションで実現すると、だから、今そういったことが、全てあるわけではないんだけれども、これから技術革新しながら最終的に目指しましょうというものなので、今できる、できないは、拙速に判断するものではないのかなと思う。ただ、現実的に、先ほど意見をいただきました計画については、令和4年から5年間の計画です。じゃあそのときに、何ができるのかということ、道総研の農業試験場では、これまでずっと開発してきているクリーン農業技術だとか高度クリーン技術だとか、有機農業、そうした技術の生産現場でアジャストしながらやれることをやっていくといったところだと思います。今回の計画については、目標数値については、先ほど御説明しました。パブリックコメントなどもとりながらやっていくのですけれども、目標値、あまりにも無理な目標などはおく気もないですし、これは、既存の計画の中から引っ張ってきたものをおいて、整理をしていきたいと思っています。無理な計画を立ててそれを実現するために生産現場で頑張って生産力を落としたら、本末転倒だと思いますので、その部分には現実的に進めていきたいと思っています。本来の計画を作ることの目的というのは、法律上つくらなければならないということもありますし、この計画がないと、計画に基づいて機械導入や施設整備をしようと思ったときに、計画があることによって、農業改良資金の償還期間の延長ができたり

とか、機械などの割り増し償却ができるといったメリットがありますので、これは現場でも直ちに対応できるように、年内にはどうにかしていきたいと思っていますので、御理解をいただければと思います。それから、農畜産物を生産するに当たっては、やっぱり需要に応じた生産。欲しがられる物を高く売るとというのが基本になってくるのだらうと思っています。その時に、有機農産物はどうなのってなった時に、今、なかなかそこまで需要がないということが事実、現実だと思っていますので、これから有機農業やクリーン農業を進めていくには、消費者の意向の変化も促進するように進めていきたいと思っていますので、御理解よろしくお願いします。最後になりますけれども、今期をもって委員を交代されます長内委員、溝口委員、そして、今日欠席されていますけれども、中谷委員におかれましては、これまでの多数の御意見、御指導、ありがとうございます。今後の本道農業・農村の振興に一層のお力添えをいただきますことをお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

(事務局) これをもちまして、令和4年度第1回北海道農業・農村振興審議会を閉会します。本日は誠にありがとうございました。